

2015年6月吉日

社名変更のご案内

このたび、弊社は2015年6月1日より、社名を「株式会社 DeNA トラベル」に変更いたしました。

総合保険センターは株式会社 DeNA トラベル(旧社名 株式会社エアーリンク)の保険代理店部門です。

今後とも総合保険センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

総合保険センター

重要事項説明書 自転車の責任保険(交通事故傷害保険)

(契約概要・注意喚起情報) 引受保険会社 エース損害保険(株) 取扱代理店 エアーリンク

「契約概要」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をご説明したものです。「注意喚起情報」はご契約に際し、お客様に不利益になる事項などの特にご確認いただきたい事項をご説明したものです。いずれも必ずご一読いただき、内容をご確認の上、お申込みくださいますとともに、ご契約後も大切に保管くださいますようお願い申し上げます。なお、本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約後に送付する保険約款等を十分ご覧いただくことをあわせてお願い申し上げます。ご不明な点については、取扱代理店またはエース損害保険株式会社(以下エース保険)までお問合わせください。

契約概要

1. 商品の仕組み

約款構成

交通事故傷害保険普通保険約款(死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金および手術保険金)のみの支払特約、賠償責任危険補償特約、賠償事故解決特約、国外危険補償特約、クレジットカードによる保険料支払に関する特約、通信販売に関する特約)です。

各保険の仕組み

「交通事故傷害保険」

被保険者が、交通事故等によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

「交通事故傷害保険の賠償責任危険補償特約」

被保険者およびそのご家族の方が日常生活で誤って他人を死傷させたり他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負われたときに保険金をお支払いします。

2. 補償内容

次ページ表に、保険金をお支払いする場合、お支払いできない場合の主な事由をご説明します。詳細については、「保険約款」等をご確認ください。

3. 保険期間

保険期間は1年間です。補償は保険始期日*の午前0時から始まり、1年後の応当日午後4時に終了となります。以降、ご契約者またはエース保険から書面での申し出がない限り、この保険は被保険者が満75歳になるまで1年ごとに自動的に更新されます。

継続のご案内については保険期間が終了する3ヶ月前までにご登録Eメールアドレス宛に通知します。なお継続保険料はご指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

*保険始期日は、最短で申込み日の3日後からご指定いただけます。

4. 引受条件

1. 加入資格

保険始期日時点の被保険者の年齢が満1歳から満70歳の方までご加入いただけます。ただし、タクシードライバー、トラック運転手など職務として交通乗用具に搭乗する方はご契約いただけません。

またご契約者の方は日本国内にお住まいで満20歳以上となります。

詳しくは取扱代理店にお問い合わせください。

2. 被保険者の範囲

入院保険金・手術保険金・死亡保険金・後遺障害保険金

①保険証券の本人欄に記載の方

賠償責任保険金

①保険証券の本人欄に記載の方(被保険者本人)

②被保険者本人の配偶者

③被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

④被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子

3. ご契約プランについて

ご契約プランをお選びいただく際には、年齢や年収などをご勘案いただいて、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。

なお、すでにこの保険と同種の保険金支払を受けられる他の保険契約等にもご加入の方は、両方の保険金額(補償額)を合計してご勘案ください。エース保険と他社等の保険金額(補償額)の合計額によっては、ご契約をお引受けできない場合がございますことをあらかじめご了承ください。

死亡・後遺障害保険金の保険金額について契約者と被保険者が同一でない場合、および被保険者の年齢が保険始期日の時点で満15歳未満の場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約(注意喚起情報を参照)と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

4. 保険金額と保険料について

保険料は、保険金額、保険期間によって決定されます。各プランにおける保険金額と保険料については、お申込み手続き画面の該当箇所をご参照ください。保険料は保険期間を通して変わりませんが、継続契約については保険会社が特に必要と認めた場合に主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更される場合があります。

5. 保険料の払込方法

本プランは、クレジットカードでのお支払いのみとなります。

クレジットカード決済日はご指定いただいたクレジットカード会員規約によります。

6. 解約返戻金の有無

解約は、取扱代理店までご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。

7. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

保険金をお支払する場合、お支払できない主な場合

		保険金をお支払する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払できない主な場合
他人への賠償 (国内外補償)	1.賠償責任保険金	日本国内外において日常生活中に誤って被保険者が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。 ①被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 ●被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。 ※1 【示談交渉サービス】 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、エース保険は被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます)を行います。ただし下記の場合には、エース保険は相手方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。 ①被保険者が負担する損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ②相手の方がエース保険と直接、折衝することに同意しない場合 ③相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者がエース保険への協力を拒んだ場合 ④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合	損害賠償金および費用(応急手当、護送費用、訴訟費用など)の合計額をお支払いいたします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。 ●保険会社があらかじめ認められた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いいたしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 ●他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。	下記の事故が原因で費用を負担した場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ②戦争・武力行使・内乱・暴動等に起因する賠償事故 ③地震・噴火、これらによる津波に起因する賠償事故 ④核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故 ⑤職務遂行に直接起因する賠償事故(アルバイトを含む仕事上の賠償事故) ⑥同一世帯の親族に対する賠償事故 ⑦借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ⑧自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用または管理に起因する賠償事故 ⑨試合中に相手にケガを負わせた場合など、スポーツなどのルールに基づいて起きた事故 等
	交通事故傷害保険 ご自身がケガの場合(国内外補償)	2.入院保険金	被保険者が、「この保険における事故」でのケガが原因で、治療のために入院された場合。	次のとおり保険金をお支払いします。 入院保険金日額×入院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までを限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをさせても重複してお支払いできません。
3.手術保険金		被保険者が、「この保険における事故」でのケガが原因で、治療のために事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。	次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合： 入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合： 入院保険金日額の5倍 ●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。(①および②の手術を受けたときは、①を適用) ●手術とは公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手数料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術はお支払い対象となりません。	
4.死亡保険金		被保険者が、「この保険における事故」でのケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 ※2	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	
5.後遺障害保険金		「この保険における事故」でのケガが原因で、被保険者に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 ※2	後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 保険金額×100%～4% ※3	

※1 賠償責任保険金の被保険者の範囲 ①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者 ③被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

※2 保険期間中にお支払いする死亡保険金と後遺障害保険金の合計は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

※3 後遺障害とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

※4 酒気帯び運転とは、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間をいいます。

●「この保険における事故」とは次のようなものをいいます。

【交通事故】運行中の交通乗用具(自動車・自転車・電車・航空機・船舶など)との接触・衝突などの交通事故。また運行中の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故。

【駅構内での事故】乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの間に起きた事故。

【道路通行中の次の事故】作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故。

【交通乗用具の火災】交通乗用具の火災事故。

●「交通乗用具」とは次のようなものをいいます。

①軌道上を走行する陸上の乗用具：汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト②軌道を有しない陸上の乗用具：自動車(スノーモービルを含む)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用車いす、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限る)③空の乗用具：航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、超軽量動力機(モーターハンングライダー)、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン④水上の乗用具：船舶(ヨット、モーターボート(水上オートバイを含む)およびボートを含む)⑤その他の乗用具：エレベーター、エスカレーター、動く歩道

注意喚起情報

1. ご契約の取り消しについて(クーリングオフ)

クーリングオフとは、お申込人または契約者が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約は通信販売に関する特約を付帯した契約であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。なお、万一、保険始期日前にご契約の取り消しをされる場合は、取扱代理店までご連絡ください。

2. 契約締結時における主な注意事項

1. ご契約時に重要な事項をお申し出いただく義務(告知義務)について

お申込手続き画面に★印を付けた記載事項(「他の保険契約等」)について知っている事実が記載されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項も含め、お申込み手続き画面のご入力にあたっては十分ご注意ください。

●「他の保険契約等」とは、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、所得補償保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険等の傷害保険など、この商品と補償内容が全部または一部が同じ保険契約・共済契約をいいます。

2. 死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、法定相続人となります。

3. 重大事由解除について

保険金詐欺等のモラルリスクを防止するために以下のいずれかに該当する場合は、保険契約を解除することがあります。

- ① 保険金の不正取得を目的として故意にケガや損害を発生させた場合
- ② 保険金の請求に詐欺行為があった場合
- ③ 保険契約者が次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められた場合
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められた場合
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められた場合
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合
- 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する恐れがある場合
- ⑤ 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合

4. 補償の重複について

賠償責任保険金について、補償内容が同様の保険契約等(特約を含む)を、被保険者またはそのご家族がすでにご契約されている場合、補償内容の重複が生じることがあります。従いまして、補償内容の相違、保険金額や契約の必要性などをご確認のうえ、お申込みください。

3. 契約締結後における主な注意事項

ご契約後にご契約内容の変更が生じた場合には、すみやかにご連絡ください。

1. 契約者の住所、メールアドレスについて

契約者が、お申込み時の住所、メールアドレスを変更したときは、すみやかにご通知ください。なおメールアドレスについてはマイページからご変更いただけます。マイページへのログイン方法がご不明な場合は取扱代理店までお問い合わせください。

2. 契約者・被保険者の氏名について

契約者・被保険者が婚姻などによりお申込み時の氏名を変更したときは、すみやかにご通知ください。

4. 保険期間について

保険期間は1年間です。補償は保険始期日*の午前0時から始まり、1年後の応当日午後4時に終了となります。以降、ご契約者またはエース保険から書面でのお申し出がない限り、この保険は被保険者が満75歳になるまで1年ごとに自動的に更新されます。

継続のご案内については保険期間が終了する3ヶ月前までにご登録Eメールアドレス宛に通知します。なお継続保険料はご指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

*保険始期日は、最短で申込み日の3日後からご指定いただけます。

5. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

この保険の各補償では、所定の事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできませんので、今一度、2ページの「保険金をお支払いできない主な場合」に記載された事由をご確認ください。

免責事由の詳細は、保険約款等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

6. 契約の解除等について

保険料のお支払いがない場合、いかなる傷害(ケガ)・賠償事故に対しても、保険金・一時金等をお支払いできません。

7. 解約と解約返戻金

解約は、取扱代理店までご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。

8. 損害保険契約者保護機構について

引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が消滅されることがあります。経営破綻に陥った場合、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となります。保険期間1年以内の交通事故傷害保険の場合は、返戻金についてはその80%が保護され、保険金については破綻後3か月間は全額が、それ以降はその80%が保護されます。詳細をお知りになりたい場合やご不明な点がございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

9. 個人情報の取扱いに関するご案内

(1) お知らせいただいた情報の利用目的について

お客様からいただいた情報は、お申込みの保険に係る引受、適正な保険金の支払、お問合せやご依頼への対応のため引受保険会社に提供されるほか、取扱代理店から、ご家族の健全な日常生活に関わる各種リスク情報サービスなど生活に役立つ情報のご提供を差し上げることがあります。お客様が情報サービスの提供をご希望されない場合は、取扱代理店までお申出ください。以降、情報サービスを中止させていただきます。

(2) お知らせいただいた情報の提供について

次の場合を除いて、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
- ③ 不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
- ④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑥ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(3) 引受保険会社への個人情報の提供について

取扱代理店は、引受保険会社(エース保険)に申込に関する個人情報を提供します。また、エース保険における個人情報の取扱いは以下の通りとなります。

エアーリンク総合保険センターの個人情報の取扱いの詳細については、エアーリンク総合保険センターホームページ(<http://www.sougouhoken.jp>)をご覧ください。

●エース保険の「お客様に関する情報の取扱い」について

エース保険は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、エース保険ホームページ(<http://www.ace-insurance.co.jp>)をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

- ① エース保険またはエース保険のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 新たな商品・サービス開発、お問い合わせ・依頼等への対応
- ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

- ①法令に基づく場合
- ②エース保険の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③エース保険のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

10. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結及び事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、エース保険にお問い合わせください。

(注) 具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

11. 保険金をお支払いする事由が発生した場合の連絡先

保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記にご連絡ください。

取扱代理店 エアーリンク総合保険センター

フリーダイヤル：0120-727-889 (受付時間：平日 午前10時～午後6時)

1) 事故の通知について

事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合、保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

2) 主な保険金の請求時期について

各保険金のご請求は、以下の時以降に、保険会社よりご案内する必要書類をご提出ください。

- ①死亡保険金は、被保険者が死亡したとき
 - ②後遺障害保険金は、被保険者に後遺障害が生じたときまたは事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
 - ③入院保険金および手術保険金は、被保険者の入院が終了したとき、手術が終了したとき、または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
 - ④賠償責任保険金は、損害の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定したとき、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したとき
- 保険金請求権は、上記の各保険金を請求できるとき翌日から起算して3年を経過した場合、時効となります。

3) 保険金の支払時期について

保険金請求者が請求完了した日からその日を含めて30日以内に所定の確認をし保険金をお支払いします。ただし、以下の特別な確認が必要な場合、下記の日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

〈通常の確認〉

- ①事故の原因、事故発生の状況、ケガ発生の有無、被保険者に該当する事実
- ②保険金をお支払いできない事由に該当する事実の有無
- ③ケガの程度、事故とケガの関係、治療の経過・内容
- ④契約上の解除・無効・失効・取消の事由に該当する事実の有無

〈特別な確認〉

- 警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査結果に対する照会…180日
医療機関、検査機関その他専門機関による診断・鑑定等の結果に対する照会…90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会…120日
災害救助法が適用された災害の被災地域における確認…60日
上記事項について日本国内に代替的手段がない場合の日本国外における調査…180日
- 「特別な確認」が複数行われる場合、そのうちの最長の日数とします。
 - 確認にあたり、保険加入者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく、その確認を妨げるまたは応じない、必要な協力を行わないことにより遅延した期間は、確認期間に含まれません。

12. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

商品に関するお問い合わせ先

取扱代理店 エアーリンク 総合保険センター

フリーダイヤル：0120-500-572 (受付時間：平日 午前10時～午後6時)

苦情・要望などについては下記にご連絡ください。

エース保険 お客様サポートダイヤル

フリーダイヤル：0120-550-385 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)

- お客様とエース保険との間で問題を解決できない場合(エース保険の契約する指定紛争解決機関)
エース保険は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。エース保険との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。
一般社団法人保険オンブズマン TEL:03-5425-7963
(受付時間：平日 午前9時～12時、午後1時～5時 土日祝日除く)
ホームページ：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

ご契約内容確認事項

ご契約内容確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけますよう、お申込みいただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みに際して特に重要な事項を確認していただくためのものです。インターネットの各画面や重要事項説明書などを十分お読みいただき、下記事項をご確認ください。ご不明な点やご希望に合致しない点などございましたら、保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

■ ご契約いただく保険商品がお客様のご希望する内容となっている事をご確認ください。

- 保険金のお支払事由について、ご希望どおりの内容になっていますか。
- 保険金額・ご契約期間・保険料とその払込方法は、ご希望どおりの内容になっていますか。
- 被保険者(保険の対象になる方)の範囲はご確認いただけましたか。

☑ お申込入力内容につき、下記の点をご確認ください。

- お申込み手続き画面の各欄について正しくご入力いただけましたか。万一、入力漏れ、入力誤りがありましたら訂正をお願いいたします。

☑ 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

重要事項説明書には、補償の内容、告知義務、通知義務のほか主な免責事由(保険金をお支払いできない事由)などお客様にとって不利益な情報も記載されていますので必ずご確認ください。

☑ 上記1～3の項目をもれなくご確認いただけましたら、お申込みをお願いいたします。